

指定障害児通所支援事業 }
指定障害児入所施設 } 設置法人等の代表者 様

岩手県障がい保健福祉課総括課長

子ども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報の報告について（依頼）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（略称：子ども性暴力防止法）が本年 12 月 25 日から施行されることに伴い、犯罪事実確認等の措置が義務化される「学校設置者等」については、現在、こども家庭庁において開発中の「子ども性暴力防止法関連システム（通称：こまもろうシステム）」（以下「システム」という。）へ事業者情報を事前登録する必要があります。

つきましては、こども家庭庁においてシステムへの一括登録を行うため、施設・事業所を設置する法人等の代表者は、下記のとおり所轄庁あて「GビズID」を含む事業者情報を報告くださるようお願いいたします。

記

1 報告内容

別添様式のうち「(2)学校設置者等」シート及び「(3)施設・事業所」シートに必要事項を入力し、下記アドレスあてデータを提出してください（「(1)所轄庁」シートは作業不要です）。

(1) ファイル名 「030007_岩手県_施設・事業所名」の施設・事業所名の部分を自施設・事業所名に変えて提出してください（例：030007_岩手県_〇〇）。

※ 当該ファイルには事業者情報が含まれるため、セキュリティが担保されたオンラインファイル共有サービスを利用することが推奨されています。また、施設・事業所がメールで登録する場合は、ファイルにパスワードを付けるようにしてください。

(2) 報告先 **【障がい保健福祉課代表アドレス】AD0006@pref.iwate.jp**

2 報告期限

対象の指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設について、次の期限までに報告してください。

（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関）

令和 8 年 7 月 10 日（金） 厳守

3 留意事項

(1) 記載に当たっては、別添「まとめ登録マニュアル」及び提出様式の「はじめに」のシートを必ず確認願います。

- (2) ファイルは、施設・事業所別に作成し、報告願います。
- (3) 万が一、GビズID未取得である場合は、速やかに取得申請を行ってください（まとめ登録マニュアル19 ページ「4. **学校設置者等・施設等運営者** GビズID（プライム）の申請」を参照）。
- (4) 取りまとめに時間を要することから、期限に余裕を持った報告について御協力願います。

4 事業者情報提出後の予定

- ・ 令和8年6月～10月上旬 こども家庭庁からの問合せへの対応
- ・ 同 11月～12月上旬 権限設定準備（公立施設等人事担当）
- ・ 同 12月中旬 権限設定、システム暫定稼働（公立施設等人事担当）
- ・ 同 12月25日～ システムを通じた犯罪事実確認の申請等（公立施設等人事担当）

【担当】

障がい保健福祉課 療育担当 北舘

TEL：019-629-5446

E-mail：AD0006@pref.iwate.jp